

事務連絡
令和4年11月28日

建設業関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年11月25日の第100回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました（別添1別紙2及び別紙3参照）。これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～3について周知の依頼がありました。つきましては、貴団体におかれては、別添について了知いただくとともに、貴会会員に対しても、周知等の対応をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

- [\(別添1\) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡
「新形新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」](#)
[\(別添1別紙1\) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」\(令和4年11月25日変更\)](#)
[\(別添1別紙2\) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更\(令和4年11月25日\)\(新旧対照表\)](#)

以下別添2～3、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

- [\(別添2\)「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」](#)
[\(別添3\)「イベント開催等における感染防止安全計画等について\(改定その8\)」](#)

別添1～別添3は下線をクリックしてご覧ください。

